中村学園三陽中学校・高等学校いじめ防止基本方針

中村学園三陽中学校・高等学校

１ 基本理念・目的

いじめは，その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり，生徒の健全な成長に影響を及ぼす，まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が，いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり，傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で，どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが，いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ，いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには，学校としてあらゆる教育活動において，生命や人権を大切にする精神を貫くことや，教職員自身が，生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。本校では、「問題行動がなく，安全で安心な学校」をキーワードに，「生徒の自尊心をたかめること」ことを教育目標の一つとしており，その目標達成（実現）に向け，人権教育・道徳教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに，ここに「中村学園三陽中学校・高等学校いじめ防止基本方針」（のち「学校いじめ防止基本方針」と称する）を定める。

２ いじめの定義

「いじめ」とは、**本校在籍生徒が，一定の人間関係のある者から，心理的・物理的に影響を受ける行為を受けたことにより，同生徒が身体的・精神的な苦痛を感じているもの**とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（インターネットを通じて行われるものを含む。） 具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢ 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- ➢ 仲間はずれ，集団による無視をされる。
- ➢ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ➢ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ➢ 金品をたかられる。
- ➢ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ➢ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ➢ パソコンや携帯電話等を用い，インターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる等。

※これらの行為について，回数や被害の軽重は問わない。
また，加害側の好意や意図といった動機は行為の正当性を認めるものとして考慮の対象とはならない。

３ いじめ防止のための組織

（１） 名称

「いじめ対策委員会」

（２）構成員

校長，教頭，生活指導部長，各学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー及び校長が任命した教職員

（３）役割

① 学校いじめ防止基本方針の策定
② 年間計画の企画と実施
③ 教職員の資質向上のための校内研修
④ 年間計画進捗のチェック
⑤ いじめの未然防止
⑥ いじめの対応
⑦ 各取組の有効性の検証
⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し

４ 取り組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会は，取り組みが計画通りに進んでいるか，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じて基本方針や計画の見直しを行う。

５ いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ対策委員会は，次の各項について生活指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

（１） いじめ防止等に係る教育相談体制及び生活指導体制の構築
（２） いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
（３） いじめ防止等に係る関係機関連携
（４） いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
（５） いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
（６） いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
（７） いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
（８） 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
（９） 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

６ いじめの未然防止のための取り組み

１．校内の体制・運用方法

（ １ ）「いじめ対策防止委員会」の定期的な開催

いじめ問題に集中して対応する部署としての「いじめ対策防止委員会」を，原則週１回開催し，定期的な情報共有を行う。また，いじめ事案が発生した際には必ず会議の議事録を作成し，対応の検証が行えるようにする。

（ ２ ）「運営委員会」での情報共有

生徒の些細な変化については，原則週１回行われている運営委員会で情報を共有する。特に欠席や遅刻の多い生徒，学生生活上に問題やトラブルを抱える生徒については，保護者とも連携し，問題への対応を行う。

７ いじめの防止及び早期発見のための取り組み

（ １ ）研修の実施

いじめを早期に発見し適切に対応するためには，教職員一人一人がいじめの問題について正しい理解を持つ必要がある。そのために教職員を対象とする研修を各年度の始めに実施する。その中で，過去の事例を踏まえながら、「学校いじめ基本方針」を共有し，教職員のいじめに対する理解を深める。

（ ２ ）継続的な生徒の状況把握

生徒が教員に相談しやすい雰囲気を形成し，信頼関係を築くことで，生徒の心理的安全性を確保し，教員に相談しやすい環境を醸成する。その中で担任・教科担当等は日々の生徒観察を怠らず，授業 HR，部活動等において些細な生徒の変化に気づけるよう心掛ける。教員が必要と判断した場合は，スクールカウンセラーとの連携を図り、早期の対策を講じる。また，問題があると思われる生徒の担任等が把握する情報は、学年主任を通じ「いじめ対策防止委員会」で共有するものとする。

（ ３ ）生徒及び保護者対象の『学校生活アンケート』実施

学期末に必ず『学校生活アンケート』を実施し，部活動を含め学校内外を問わず，いじめ等の案件が生じていないかどうかをいじめ対策防止委員会で確認する。

※『学校生活アンケート』は生徒及び保護者を対象とする。

（ ４ ）部活動顧問と担任・保護者との連携

部活動において生徒の参加状況（出欠）や活動状況を把握し，顧問による面談や担任及び保護者との連絡・相談を密にする。また，部活動指導員が中心となって活動している部活動に関しては，顧問と部活動指導員との連絡を密に行う。

８ いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと思われる事案を発見・もしくは通報を受けた際は以下の手順で対応する。

手順

①担任及び関係教員（当該部活動顧問・当該学年教員・生活指導部長・教頭・校長）で情報を共有する。

↓

②被害・加害生徒及び双方の保護者への対応を行う。

↓

③報告内容を踏まえ，校長が必要と判断した場合は，いじめ対策委員会を設置し、調査を行う。

↓

④校長が必要と判断した場合には，関係諸機関に連絡する。

↓

⑤対象生徒・保護者から福岡県知事や私学振興課などへ所見が提出された場合には，併せて学校長からその内容を説明する。

９ いじめの解消

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があるものとする。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，いじめ対策委員会の判断により，より長期の期間を設定するものとする。教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続することを目的に，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを注意深く観察するとともに、面談により本人及びその保護者に確認する。 ただし，「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，教職員は，当該いじめの被害生 徒及び加害生徒について，日常的に注意深く観察するよう取り組む。

10 重大事態への対応

いじめの中には，生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については，「３」のいじめ対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し，事態に対処するとともに，事実関係を明確にし，同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

（ １ ） 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を，法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（ ２ ） 具体的な対応

発生事案が，いじめ対策委員会において重大事態と判断される場合，校長は，福岡県私学振興課を通じ，福岡県（福岡県知事）に報告する義務を負うとともに，全教職員の共通認識の下，いじめられた生徒を守ることを最優先としながら，適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応
（ア）情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
（イ）重大事態対応プロジェクトチーム編成
（ウ）関係保護者，福岡県（私学振興課）及び警察等関係機関との連携
（エ）後援会役員及び同窓会等との連携
（オ）関係生徒への指導
（カ）関係保護者への対応
（キ）全校生徒への指導
イ 説明責任の実行
（ア）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
（イ）全校保護者への対応
（ウ）マスコミへの対応
ウ 再発防止への取組み
（ア）福岡県（私学振興課）との連携のもとでの再発防止策の策定
（イ）問題の背景・課題の整理，教訓化
（ウ）定期的な取組の見直しおよび改善策の検討・策定
エ　学校の対応の検証
(ア)いじめ対策委員会を含む学校の組織体制が機能していたかどうかについて，いじめ防止基本方針に沿った対応が行われていたか検証する。

11 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

（ 1 ）いじめ対策委員会において，各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。
（ 2 ）いじめ対策委員会において，各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に，年度間の取組みを検証し，次年度の年間計画を策定する。

12 学校評価による取り組みの達成目標及び評価方法

（ 1 ）達成目標

学校評価におけるいじめに関する評価項目を策定・改善することで，本校の教育目標の一つである「問題行動がなく，安全で安心な学校」をキーワードに，「生徒の自尊心をたかめること」の達成を目指す。

（ 2 ）評価方法

二者面談や三者面談及び生徒・保護者対象となるアンケートを実施するとともに，教職員対象のアンケートを実施することで，外部の意見も参考にしながら適宜取り組みの見直しを行う。